

明治期における図書館の教育機能について

—生涯教育の観点からみた図書館の教育性の史的考察—

佐伯信男

(文部省)

はじめに（問題の設定）

生涯教育の定義や理念は、論者によってさまざまであるが、おおむね、現代社会の市民は、生涯を通じて、生涯の各時期に適応した教育を享受する必要がある、というのが、それらの最大公約数的表現といえよう。ところで、その必要性については、国家・社会の側に視点を置くみかたと、市民個人に重点を置く考え方に分かれよう。

たとえば、急激な産業構造の変容に伴う知識・技術の高度化と急速な陳腐化、新しい職種の登場と離転職や職種間移動の要請などに基く絶えざる再教育・再訓練の必要を説くものは、前者であろうし、個人の解放、人生の充実、生活の質の向上、個性の尊重といった近年における人びとの実存価値充実への欲求の増大に伴う目的を達成するための学習を説くものは、後者であろう。

この論考では、かりに、前者を手段性重視の考えと、後者を自己充足性重視の考えと呼称したい。

学習・利用の動機がすぐれて個人の内面に発し、従って個人学習の形態をとる図書館の教育性は、自己教育力を基盤とする生涯教育の理念を内在させている。そこで、このような図書館の教育性が、わが国の近代的な図書館の発足以来、どのように顕現してきたか、その発展の軌跡を、図書館行政、図書館制度、図書館思想および学習者の図書館利用の変遷等を踏まえて考察してみたい。

1 近代図書館の発足

わが国で最も早く近代図書館の重要性に着目したのは、周知のとおり福沢諭吉である。福沢は、慶応3（1866）年に「西洋事情」の中で1項目を設けて、西洋の「文

庫」を紹介している。「文庫」は、新聞紙、博物館、博覧会とともに、「見聞を広く」する機能を持つものとして、その啓蒙性が喧伝されている。啓蒙とは、すぐれて、民衆に対する上からの教育を意味するであろうが、「博覧会」の項で、「各国古今の品物を見れば、その国の沿革風俗、人物の智愚をも察知すべきがゆえに、愚者はおのずから⁽¹⁾励み、智者はおのずから戒め、もって世の文明を助くること少なからずという」と記している。「おのずから励み、おのずから戒め」という表現で、学習者の自己教育を暗示している点が、現今の生涯教育の理念に通じているといえようか。

わが国の実際の近代的図書館は、博物館とその誕生を共にした。すなわち、明治維新後しばらく、教育機関であるとともに教育行政機関でもあった大学（本校）が、明治4（1871）年に廃され、文部省が設置されたが、同年9月、文部省に⁽²⁾博物館が置かれた。翌年、その博物館が主催した大博覧会が終ったあと、博物館は、「博物館 博物館博物圖書館建設之案」を大木文部卿に上伺し、その決裁を得た。図書館が、書籍館として誕生したのである。

この「案」の「博物學之所務」の項に、「其書ヲ編輯又翻譯シ普ク人ニ示シ又有志輩ヲ教導スルコトヲ努ム……中略……又書籍館ヲ開キテ有志ノ者ニ珍奇書ヲ放觀セシムル等ノ務アリ」と⁽³⁾述べられてあるように、博物に関する書籍の編集翻訳出版を行い、「教導」の役割を負うのであるが、一面、「珍奇書」すなわちそこに盛られた知識・情報というより珍しいモノに着眼してそれを展示する物産館、博物館の考え方の一端がのぞかれる。

書籍館は、明治5（1872）年8月に創設されたが、開館の告示に、「方今人才教育文化進歩ノ爲メ今般東京湯島博物館中ニ於テ書籍館ヲ建設」とあるように、「教育」の機能を宣明した。

ただ、「教育」の中味は必ずしも明らかでない。「書籍館書冊借覽規則」に、「書籍ハ甲乙二部ニ分ツ甲部ハ世ニ稀ナル品並高等學者ノ参考ニ供シ乙部ハ初學並普通ノ用ニ供ス」と⁽⁴⁾みえていて、のちの学術研究に資する機能と普通教育の機能を併せもつことを萌芽的ながら示している。

発足時の書籍館は、楓山文庫をはじめとして、徳川幕閣のもろもろの文教施設から接収した書籍を所蔵資料とし、明治9年ごろから創設され始めた地方の書籍館や書籍縦覧所は、おもに旧藩校の蔵書を資料としたので、その多くは和漢書であった。これでは、明治10（1877）年に田中不二麻呂文部大輔が「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」で、公立図書館の設立を督励し、「書籍ノ如キハ専ラ必需ノ種類ヲ蒐集スヘク……（中略）……實利ニ就キ勉メテ人民ノ志好ニ投シ……」と⁽⁶⁾手段性重視の考えにかなった撤を飛ばしても、文明開化の新知識を求める国民の学習要求に適わなかった。現に、明治14（1881）年に、文部省第九年報が「地方所屬書籍館ノ藏書ハ和漢書三萬六千八百九十

九部洋書五千五部計四萬一千九百四部トス而シテ其來觀人員ハ四萬三千二百七名ニシテ殆ト前年二倍スト雖モ猶ホ東京図書館一箇ノ數ニ及ハス⁽⁷⁾と述べているように、学習者は少ない。ただ同年報が、東京図書館について、「公衆ノ披閱ニ供ス可キ」蔵書24,298冊のうち、「新書」が14,732冊あり、同年の学習者は「内外國人ヲ合セテ」62,477人に昇り、「求覽書籍」は388,169冊に達していることを報じているのは、新刊書が学習者の意欲を刺激することを示唆している。

また、例えば、秋田書籍館は、「來觀者ノ如キハ多ク學校教員ト生徒ニシテ其他公衆ノ來觀スルモノ少キハ是畢竟社會今日ノ時好ニ投スル書籍ナキニ因源スルモノナラン⁽⁸⁾平」という状況であり、新潟の書籍館については、「其書籍ノ種類ハ英書漢書及翻譯書ニシテ皆高尚ノ者タリ書生以上往テ之ヲ看ルニ適スト雖モ通俗ニ適セス今若シ此書籍館ニ通俗書類ヲ具備セハ少シク引力ヲ増シ衆人來リ見ル者アランカ⁽⁹⁾」と評されている。しかし、一面、滋賀県書籍縦覧所について、館外帯出図書は、「國書漢籍譯書ニ通シテ歴史最モ多數ニシテ部數八百七十七人員五百八十六トス之ニ次クハ法律政書ニシテ其數九十五部人員亦之ニ均シ……(中略)……以テ今日公衆歸向ノ史律ニ偏スルヲ見ルヘシ⁽¹⁰⁾」との記録がある。概して、図書館での学習者は、学校の教師や生徒が大半であり、東京で新知識の吸収に努める知識層がみられるほか、わずかに地方の一部に自己充足性重視の考えに副って趣味・教養を深めるものがいた、というのが、この時期の素描であろう。

明治19(1886)年に「諸學校通則」で書籍館の設立・財政の根拠が定められたことが、全国的にその創設の気運を高めた。大日本教育会附属書籍館の成功が模範となつて、各地に教育会付属の図書館が増えていく。明治20年頃から、図書館の教育性は、「小學校ハ」「其生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クル所ナレバ益其智徳ヲ増シ其職業ヲ精ウセシメントスルニハ更ニ」「其以外ニ進ムノ途ヲ與ヘザルベカラズ而シテ已ニ高等學校ニ入ル能ハザル者ハ圖書館ヲ除テ他ニ其目的ヲ達スル方法アラザルベシ圖書館ハ實ニ學校教育ノ結果ヲ實際ニ收ムル所以ノ方便ナリ⁽¹¹⁾」と、田中稲城が西村竹間の著書の序文で強調しているように、当時の斯界の指導的地位にある人びとには、基本的に普通教育に関して学校教育を補完する点において、評価されていたのである。

それでは、当時、学校教育の本質はどのように理解され、また学校教育を補完するものとはなにであり、それは学校教育とどういう関係にあるものと考えられていたのであろうか。

明治23(1890)年に教育勅語が渙発され、國家の教育の基本方針が樹立された。その方針は、儒學の思想を根柢におき、万世一系の天皇が統治し給うというわが國の伝統を踏まえ、國民を天皇の忠良な臣民に教化することを謳っている。学校教育をはじめ

めとする公教育は、以後この方針で貫徹されることとなる。

ところで、明治25（1892）年に、当時として卓絶した社会教育論を展開した山名次郎の「社会教育論」が刊行された。

山名次郎は、国家教育と社会教育の関係について論じている。「国家教育は其國の發達成長を單に目的として教育の方針を示し之を實施するに在り社会教育は萬國に通じて教育の方針を示し併せて之を實施するに在り」と、まず国家教育の特殊目的性、社会教育の目的の普遍性を指し示したうえ、「今日の時世に於ては國家なるものゝ成立は世運發達の止むべからざる現象なれば社会教育も時の宜しきに從ひ其國家の發達成立を強健ならしめんが爲めに國家の規定せし教育の方針に基き」行われるべきであるとし、「社会教育の現時に於て効用を顯す所は國家教育の必要として示せし其教育の方針を社会自ら實行して國家教育の及ばざるところを輔翼するに在り」と述べている。

国や公共団体の設置する教育施設が行う教育は、国家教育の範囲に含まれるものであろうから、田中稻城にしる山名次郎にしる、公立の図書館の教育性は、なおここでいう国家教育の位置を占めることを説いていることになる。

さらに、山名は、みずから提示した社会教育について、「社会教育は如何なる目的と如何なる方法に依りて之を實施するやと云ふに」と提し、つづいて次のように論じている。

「時運の進歩と共に社會の風俗は日に澆李輕薄に赴き滔々として止まざることなれば國民の全軀は深く之を社會自個の盛衰消長する所以として反省熟慮し」と社會の風俗の俗悪化に危惧を抱き、「社會自らにも教育なかるべからずとの主義を定め此主義に依り有志者一致團結し斯る破行非徳を爲して恥ぢざる者は之を誹責戒諭して除々善に就かしむることゝなし是等消極的に弊を防ぐを始めとして更に一步を進めて責極的に或は善を勧め或は士氣を振作し或は實業心を喚起する……（中略）……去れば教育會なるものは今後將來益々之を成長發達せしめて其効用を徒らに政府の諮問に應じ或は政府教育の方針主義を動したる位にて満足せず更に進んで社會自個を教育修養するの覺悟なかるべからず⁽¹²⁾」と説くのである。

山名の思想は、当時勃然と興った自由民権主義には批判的で、国権主義に近いものである。しかし、教育に限っては、国権主義的発想のみでは十分とせず、「教育會」など Association の役割に着眼しており、自発的な相互教育の機能、自己教育力の発現を重視し、現今の生涯教育の觀念に通ずるものを包蔵している。

ところで、学校外の教育は、明治から大正にかけて、制度的には、「通俗教育」という用語で表現されていた。すなわち、明治18（1885）年に内閣制度が発足して、それに伴う官制の制定により各省の機構が整備されたが、文部省にあっては学務局第三

課の分掌事項の一つとして、「通俗教育」が定められたこと⁽¹³⁾に始まり、大正11(1922)年に、官制改正で、「社会教育」の用語に替えられるまで続く。

通俗教育の語で表現される意味内容は、時代の変遷とともにしだいに変容するのであるが、少なくとも、この時期、教育の対象に着目しての観念であった。すなわち、文盲またはそれに近い下層の「衆庶」がその対象に想定されている⁽¹⁴⁾。従って、通俗教育の施設としての図書館は、「通俗図書館」⁽¹⁵⁾と呼称されていたのであるが、さる識者は、それは、「実業に関する書籍及び実業家の史伝を集め、専ら風教の裨益を与ふるもの、国家の実益をなすものを聚集し、」そこに入りする「人をしてその効益を収めしめ⁽¹⁶⁾」るべきものと説いているごとく、「衆庶」の自発性は、まったく期待されていない。

こうした一般的風潮を背景としてみれば、山名が、この時期「社会教育」の概念を世に問うたことは、論壇を刺激し図書館の機能についての議論に一石を投じたことでもある。例えば、明治24(1891)年7月の東京図書館官制の改正で、第1条に、目的として、内外古今の図書記録を蒐集保存することに加えて、「衆庶」の閲覧参考の用に供することが定められている。アメリカに学んだ田中稲城館長の見識と指導に負うところの大きい図書館観の確立であるが、在野の山名等の教育観とも呼応するものである。この趣旨は、明治30(1897)年の帝国図書館官制にも、いったんは継承されたが、その後しだいに、図書館の高等、普通(通俗)二分論に押されて、弱まっていく運命にあった。

他面、明治27・28年の日清戦争の時期に、敵国清国はじめ諸外国の政治、軍事、地政等の情報を求める民衆は多く、その情報源として、東京図書館⁽¹⁷⁾が大きな役割を果たしたという認識が深まり、行政当局から、より充実した国(官)立の図書館を設立する必要があるとの意見が高まって、帝国図書館創設の気運が興った⁽¹⁸⁾。

明治29(1896)年に、外山正一らが発議し、「帝國圖書館ヲ設立スルノ建議案」が貴族院に提出、可決され、続いて衆議院でも「帝國圖書館設立ノ建議案」が提出、可決されて、これが契機となり、明治30(1897)年に、「帝國圖書館官制」が制定された。「帝國圖書館設立ノ建議案」は、「古今内外ノ圖書ヲ蒐集シ國民ヲシテ其智識學藝ヲ研磨セシムルト同時ニ前代ノ藝文ヲ存留シ之ヲ後代ニ傳ヘ以テ徵憑スル所アラシムルハ國家要務ノ一ナルヘシ⁽¹⁹⁾」と唱えている。「藝文を存留シ」という文言があるように、国家に必要な知識、情報だけでなく、趣味・教養にもかかわる芸術、文芸の図書にも留意している点が新鮮である。「帝國圖書館ヲ設立スルノ建議案」では、「帝國圖書館ハ全國圖書ノ府ニシテ古今内外ノ典籍ヲ貯藏シ國家ノ需用ニ供シ衆庶ノ閲覧ニ便スルモノニシテ⁽²⁰⁾」とのみ記しており、提案者外山は、議会演説で、「一方ニ學校ト云フヤウナモノガアッテ智識ヲ授ケ……(中略)……一方ニハ圖書館ト云フモノガ有ッ

テ是ニ就イテ種々ノ智識ヲ求メルト云フ此準備ト云フモノガアルコトハ國家生存ニ必要ナル事デアリマスル⁽²¹⁾と述べ、国家・社会の要請と知識伝達の機能に力点を置いて説いている。また、外山は、数年後に雑誌「太陽」で、「夫れ図書館は国家生存上必要欠くべからざるものに属し、……（中略）……社会民人に撒布する潜勢力は其文物技芸の高潮を促せる動因の多量を占むるを疑わず、実に教育の機関としては図書館と学校とは両者の間決して前後の差別あるに非ず、図書館は学校教育と緊密なる関繋あるのみならず、社会教育の目的を達するには恰好の方便たるものとなり」と社会教育という文言を使いながら同じ趣旨を説いている⁽²²⁾。

それでは、学習者の利用状況はどうか。明治30（1897）年の帝国図書館についてみると、貸付図書は年間552,032冊で、前年より90,186冊の増であり、その内訳は、歴史、伝記、地理、紀行の類が23%強、次いで文学、語学が20%強、数学、理学、医学が19%、少し落ちて、国家学、法律学、経済学、財政学、社会学、統計学13%強と続く。文学、語学は2%伸びて3位から2位に昇った⁽²³⁾。これによると、歴史等が前述の明治10年代のすう勢と同じように読まれている。また、この頃、北村透谷、岩野泡鳴、二葉亭四迷、樋口一葉、斎藤緑雨等の新時代の作家が台頭し、青年の間に文学熱が高まり、これと関連して、二葉亭や坪内逍遙、茅野蕭々などの影響で外国文学に対する知的な好奇心が刺激されたこともあって、語学の学習者が増えたのである。いずれにしても、行政当局が意図した手段性重視の学習者よりも、自己充足性重視の学習者の図書館利用が多い状況が浮かび上がってくる。

とはいえ、作家で身を立ようとする文学青年がよく利用し、また高等教育の入学試験準備を目的とする利用も多かったとみられる形跡がある⁽²⁴⁾。さらに官吏（公務員）への登龍門としての高等・普通文官試験制度や代言人（弁護士）資格試験制度の整備に伴い、これらの試験に挑戦する人びとの利用も多かった⁽²⁵⁾。国家学、法律学等の図書の貸付を受ける者の中に数えられているであろう。

日清戦争にわが国が勝利したあと、輸出の伸張、賠償金の獲得、軍備の拡張などを誘因として、産業社会は急速に発達した。しかし、国民生活の面では、租税負担額の増加、物価の高騰が現れ、貧民や犯罪の増加、風俗の退廃などの都市問題、小作争議の頻発など農村問題が惹起した。こうして、有識者の間では「社会問題」が強く意識に登るようになったが、その要因を、一般国民の無知と道徳意識の欠如に求め、その解決には、一般国民に対する徳育を中核とする社会教育が必要である、という認識を広めることとなった。

この考え方は、前に引用した山名の「社会教育」の主張の前段の部分に左袒することであるが、こうした社会教育の考え方が、「学校教育以外の（普通）教育」の核心部分として、重要性を認められることとなった。

このような思潮の中で、図書館の概念もしだいに変化し、社会教育のための有力な施設として理解され始める。その現れの一つは、明治30（1897）年6月から、帝国図書館が、夜間の開館を始めたことであり、そのせいで、閲覧者が前年より15,952人増加した⁽²⁶⁾。勤労者である成人・青年の学習意欲に富むものが、その施策の利便を享受したのである。しかし、その現れの最も顕著なものが、明治32（1899）年における図書館令の制定によるその整備促進の措置である。

図書館令の趣旨は、その第1条で、「北海道府縣郡市町村^{北海道及沖繩ニ於テハ} 縣ノ區ヲ含ム^{縣ノ區ヲ含ム}」に於てハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覧ニ供セムカ爲メ圖書館ヲ設置スルコトヲ得」と定めたことに明瞭である。(1)官立を除き、原則的に地方公共団体（「郡」や「縣ノ區」を含む）が設けるものであること、(2)圖書を国民一般に閲覧させることを目的とすること、(3)義務設置ではないこと、などの骨子から、図書館令による図書館に期待される教育性が、よみとれよう。

この「図書館令」の制定理由は、閣議の請議書⁽²⁷⁾によると、「小學校令中ニ所謂圖書館ハ、普通教育ニ關スル圖書ヲ蒐集スル」のを狙いとし、「普通教育ニ關セサルモノハ諸學校通則第三條ニ依リ府縣ニ於テ設置スル」ものであるが、図書館を「區別シテ普通教育ニ關スルモノト然ラサルモノトニスルコトハ實際ニ於テ極メテ困難ナル」ことであり、「小學校令中ノ規定ヨリ推考スルトキハ府縣郡ニ於テ普通教育ニ關スル圖書館ヲ設置スルコトヲ得サルノ不都合アリ」と認めたことである。ここにいう「普通教育ニ關セサルモノ」とは、本稿でいう高等（専門）図書館であって、府県以下の地方公共団体は、図書館については、高等図書館ではなく、「普通教育ニ關スル」図書館を運営し、前述の「社会教育」の役割を負うべきものと宣明した点が、特記されよう。

行政組織については、これと符節を合わせて、翌33（1900）年に、文部省官制が改正され、官立図書館に関する事務が、大臣官房から専門学務局に移管されて、官立図書館はすなわち高等（専門）図書館である、との位置づけがなされた。

他面、図書館令は、道府県立の図書館を主たる対象とするよう想定されていたのであるが、現実には、表1にみるように、道府県立を中核とする公立図書館よりも、普通教育の範疇には入るとしても、いわゆる通俗図書館を中味とする私立の図書館が、「令」制定から明治末期にかけて大いに数を増す事態が現出した。

私立の図書館は、従前、教育会などの教員のグループあるいは青年会（団）のように、その構成員に限って図書閲覧の便宜を提供するいわゆる Subscription Library が主流であったのが、「令」制定に現われた図書館観の変化のすう勢の影響を受け、一般国民に公開される公共図書館へと、その主流が交替していく姿がみられる。

その一例を、兵庫県有馬会附属図書館についてみると、「明治二十三年ヨリ同二十

表1 明治後期における公私立図書館数の推移

年 度	図 書 館 数		
	計	公立	私立
明治28(1895)	24	4	20
” 29(1896)	26	6	20
” 30(1897)	30	9	21
” 31(1898)	32	10	22
” 32(1899)	37	12	25
” 33(1900)	42	15	27
” 34(1901)	49	14	35
” 35(1902)	66	20	46
” 36(1903)	85	28	57
” 37(1904)	99	30	69
” 38(1905)	100	30	70
” 39(1906)	126	35	91
” 40(1907)	150	46	104
” 41(1908)	199	64	135
” 42(1909)	280	97	183
” 43(1910)	373	128	245
” 44(1911)	444	164	280
” 45(1912)	540	212	328

(注) 文部省百年史(資料編)(p.450)を基に、文部省年報に依って作成したものである。

五年迄読書回覧会ヲ組織シ小学校教員ノ醸金ヲ以テ新刊書籍ヲ購入シ会員廻読セリ……(中略)……同廿年ヨリ卅一年十月迄私立衛生会附属文庫トシテ事業ヲ拡張シ町村組合ノ補助ヲ受ケ又有志ノ寄贈ヲモ受ケタリ……(中略)……所謂巡回図書館ノ制ヲ採用シテ一般ノ者ニモ縦覧及借覧セシメタリ……」⁽²⁹⁾と
 いった推移を示している。

教育会の図書館が、教員の資質向上を目的とした手段性重視の役割を担っていたことはいうまでもないが、青年会のものも、松本三喜夫の研究によると、明治の中頃までは、夜学会活動を踏襲することによって生み出されてきたものであって、構成員の修養を深めることを目的としている。夜学会とは、青年会、小学校同窓会とほとんど同義のもので、「多クハ教員ノ私宅ニ於テシ……(中略)……卒業生ト學校トノ關係及町村ノ風儀上等ニ關シ最益アリト認ムレバ漸次一層多數ノ子弟ニ⁽³⁰⁾從前教育ナキ人々ニマテ及ハムト望ム」類の活動であって、図書館との関係は、おおよそ、表2にみられるとおりでである。

ところで、私立図書館が、今日でいう公共図書館の機能を発揮していくと、学習者の状況はどう変化するか、明治期における東京の代表的な私立図書館である大橋図書館についてみてみよう。

大橋図書館の開設は、明治35(1902)年6月であるが、以後10年間における学習者数、閲覧図書状況は、表3のとおりである。これで見ると、開館初年に64,350人の学習者があり、日露戦争期間いくらか減少をみせたが、おおむね、漸増の傾向を示している。ちなみに、日比谷図書館ははじめ東京市の公立図書館の整備が進捗した明治41~42年ごろ中だるみをみせている。

閲覧された図書の内容をみると、文学・語学が常に最多であり、平均28.5%弱を示している。次いで、新聞・雑誌等で約19%であり、これに、歴史・伝記・紀行文等(第10門)、法律・政治等(第4門)が続く。さらに、年度別にみると、文学等は40~41年度には30%を超えている。自然主義文学の顕著な勃興の影響を否めまい。産業

表2 福島県における夜学会と青年団図書館の目的

夜 学 会		青 年 団 図 書 館	
名 称	目 的	名 称	目 的
大沼郡永井野村学術研究会	学術の研究, 討論, 演説	大沼郡永井野村学術研究会新聞縦覧所	学術の研究, 討論, 演説
耶麻郡北山村夜学会	読書, 作文, 算術	南会津郡富田村片貝共同文庫	報徳思想の涵養
伊達郡福田村夜学会	相互智識の交換, 演説, 討論	郡山金透同窓会図書館	博く図書を蒐集して, 公衆の閲覧に供し文運の進歩を助長
相馬郡大野村夜学会	智識の研磨, 武技講習	石城郡磐城村下船尾青年図書倶楽部	学術の研究, 智識の交換, 風紀の改善
相馬郡福浦村夜学会	風紀の改善, 読書, 算術, 農事の研究	伊達郡東湯野村青年倶楽部	読書, 算術の研究, 勤儉貯蓄
石城郡草野村赤沼夜学会	風紀の改善, 智徳の啓発, 勤儉貯蓄	伊達郡伊達崎村修学会	智識の啓発, 修養
石城郡中三坂青年会	智識の交換, 風俗の矯正, 言論の練習	伊達郡伊達崎村上郡図書館	青年修養上有益なるものの閲覧
河沼郡八田青年会	風紀の改善, 智能の啓発, 勤儉貯蓄	河沼郡藤川村青年会図書館	智識の交換, 弁論
信夫郡荒井村夜学会	知識の取得 (無知の除去)	耶麻郡熱塩村青年奉公会熱塩青年文庫	青年相互の智識の増進, 風紀の改善
田村郡御館小学校同窓会夜学会	青年学力の補習	田村郡鷹巣青年会附属教育図書館	地方青年の智識を拡め時勢の進運に伴はん
田村郡鷹巣夜学会	読書, 美術, 作文		

(出典) 「図書館学会年報」(昭和54年 vol. 25, No. 4) p.143

表3 明治期における大橋図書館の学習者数と閲覧図書部門別比率 (%)

年度	学習者数	第1門	第2門	第3門	第4門	第5門	第6門	第7門	第8門	第9門	第10門
		書籍類 随筆 新聞 雑誌	宗 教	哲 学	法 律 政 事	経 済 財 政 統 計 教 育	文 学 語 学	数 理 工 学	農 業 工 業	美 術 芸 術	歴 史 地 理
明治35	64,350	21.39	0.82	2.67	8.09	8.52	26.43	12.34	2.34	3.83	13.55
" 36	71,435	21.60	0.90	2.86	8.69	10.14	26.04	12.91	2.49	3.76	10.62
" 37	70,951	23.95	1.22	2.54	8.62	7.88	26.73	12.95	4.28	3.66	8.17
" 38	79,828	11.78	1.98	2.88	8.63	9.15	30.43	14.04	5.79	5.76	9.56
" 39	81,084	10.34	1.64	2.75	8.65	9.77	29.83	13.59	6.52	7.57	9.34
" 40	94,193	8.37	1.50	3.17	9.89	7.84	31.76	14.31	6.11	7.07	9.98
" 41	91,590	14.57	1.48	2.98	9.28	7.28	30.25	13.73	5.56	5.39	9.49
" 42	91,127	19.84	1.15	2.90	7.87	6.28	28.50	16.11	4.30	4.88	8.17
" 43	96,578	24.47	0.97	3.03	7.18	5.38	27.62	15.84	3.57	4.02	7.92
" 44	98,144	25.74	1.19	2.91	6.88	4.94	27.09	16.37	2.78	3.26	8.84
平均比率 (%)		18.705	1.285	2.869	8.378	7.718	28.469	14.219	4.377	4.92	9.564

(注) 「図書館雑誌」(第16号, 大正2年) p.6 より作成した。なお, 「年度」とは, 大橋図書館の場合, 7月から翌年の6月までであり, 明治35年度を例にとれば, 明治35年7月1日より明治36年6月30日までをいう。

書（第8門）は、38～41年の日露戦後の企業熱が高まった時期には、5～6%と開館当初の比率を倍加している。また、法律等（第4門）が、42年以後下降しているのは、文官試験、弁護士試験等について試験規則が改正され、大学卒業が基礎資格と定められて、図書館での独学のみでは受験できなくなった結果に違いない。

手段性重視の学習、自己充足性重視の利用それぞれに図書館機能の発揮が認められるが、やや後者に傾いていると認められる。

2 公共図書館の整備

図書館令の制定の翌年、文部省は、「図書館管理法」を編集、刊行し、「令」の趣旨に基き、府県立図書館を基盤に、図書館の教育機能の意義を説き、かつその管理・運営の指針を公示した。「図書館ハ学校教育ノ及達セサル處ヲ補益シテ一國ノ教育ヲ完成スル者ナリ例ハ学校教育ニテハ年齢ニ限リアリ……（中略）……図書館ニ至テハ兒童ヨリ大人ニ至ルマデ就テ知識ヲ廣メ學問ヲ研究スルヲ得テ学校教育ノ足ラザル所及バザル所ヲ裨補シ又學校ト聯絡シ娛樂多クシテ有益ナル圖書ヲ供給シテ其學科ヲ愉快ニ習得セシメ且讀書ノ嗜好ヲ養成シ稍々高尚ナル図書館ニテハ専門家ノ學術研究ヲ爲ス者ノ爲メニモ便益ヲ與フルコトヲ得ベシ」と説く図書館の必要性は、学校に比類すべき普通教育を基本にしながら、成人教育の役割と、「娛樂多クシテ」という文言に、レクリエーションの機能を含む社会教育の役割の萌芽を示唆している。

また、「図書館ハ終ニ公立トセザルベカラズ蓋シ図書館正當ノ目的ヲ達セントスレバ經濟上ニ利ナラズ世ノ嗜好ニ投ジテノ營業トスル時ハ其正當ノ目的ヲ達スルコト能ハザレバナリ」と説き、「各地方ニ於テ公立図書館アリ公衆ハ無料ニテ最近ノ有益ニシテ興味アル圖書ヲ借覽スルノ便アリトセヨ」との文言に暗示して、財政基盤の確立した府県の設定にかかる図書館の運営を勧奨している。

施策の浸透は遅々たるものではあるが、表1にみるように、明治40（1907）年以降、公立図書館は、顕著な増加をみせ始める。とはいえ、その経緯は、必ずしも行政当局の期待どおりではなかった。全国の各府県で、中央の指導に呼応し、府県立図書館を創設しようとする運動は興ったが、多くは準備の途中で日露戦争の開戦を迎え、戦費調達の影響を受けた財政難から、延期・中止の破目に陥ることとなった。むしろ、大日本教育会付属図書館の成功にならって、各府県、主要都市の教育会が付属図書館の設立に努力した。例えば、大津市（滋賀県）では、明治38（1905）年に西川大治郎ら市内の有力者が大津私立教育会に、図書館の設立を建築し、大津市の多額の補助金交付の措置もあって、準備が進み、明治40（1907）年1月、大津市教育会付属大津図書館という名称で発足した。また、学校教育の先進と自負していた信濃教育会

(長野県)は、明治36(1903)年に「國民ノ重要ナル自修場」と謳った図書館設立趣意書⁽³³⁾を定めたあと、多少の曲折を経ながら、明治40年6月信濃図書館という名称で図書館の設立に成功している。

この時期創設され、後に府県立図書館として整備されたものは、(1)国家や皇室の行事や事蹟を記念して創立されたもの、(2)教育会が中心となって創設を推進したもの、(3)教育会じしんが開設したもの、におおよそ分類されるが、その主なものを例挙すれば、次のとおりである。

高知教育会図書館、京都府教育会図書館、千葉県教育会図書館、愛知県教育会図書館、北海道教育会図書館、鹿児島県教育会図書館、山形県教育会図書館、盛岡教育会図書館、愛媛教育協会図書館、大分県教育会図書館、香川教育会図書館(11館)
 なお、このほか、明治43(1910)年で、郡教育会にかかるもの25館、町村教育会にかかるもの2館が、ほぼこの種の図書館として教えられる。⁽³⁴⁾

ちなみに図書館令が期待した公立図書館の中には郡立図書館がある。郡立図書館の嚆矢は、「令」が制定された翌33(1900)年に早くも創設された加西郡図書館(兵庫県)と宇智郡図書館(奈良県)であり、それに続くのが、翌34年設立の下新川郡立図書館(富山県)である。

郡立図書館が、結果においてみるべき発達を示さなかったなかで、特異な発想が創意されたのは、秋田県である。石井執⁽³⁵⁾の研究によれば、秋田県立図書館の創設に貢献した村山茂真らは、秋田魁新聞への投稿「郡立図書館の設立を各郡会に望む」で、「(明治)34年の通常県会には35、36年の二年に県内各郡に郡図書館を置きしむるものとして各200円づつの書籍購入補助の決議をなせり、巡回文庫の制を設けて各郡立図書館を駐在処となし、県立図書館の書籍を各郡に巡廻せしめて其の益を普及せしむる計画をなせるにあらずや、」と檄を飛ばしている。秋田の巡回文庫は35、36年の2年間で休止したとはいえ、今日でいう図書館システム、届ける社会教育の構想が、およそ80年先取りされているのを発見する。

いっぽう、行政当局が、図書館法制整備の趣旨の周辺に遠ざけた私立図書館は、この時期、前述の教育会関係のものを除き、独特の発展をみせ始める。⁽³⁶⁾

明治期の私立図書館の設立の契機をみると、(1)個人の蔵書を公開しようとする意図に発するもの、(2)個人の趣味活動の進展が図書館の形態に到ったもの、(3)特定の図書館理念を掲げその実現をめざしたもの、に大別される。

(1)の例では、大阪府の岡田文庫がある。設立者岡田愛三は、「庫裡に蔵して蠹魚に委するに忍びず寧ろ整頓して文庫を設け好学の士の間に供する」との趣旨から、先代が蒐集した図書を公開した。東京で代表的なものは、南葵文庫である。明治41(1908)年10月の開館であるが、庫主徳川頼倫侯爵の公開式の式辞によれば、「歐米漫遊中ノ

142 自由投稿

創意ニシテ「家藏ノ圖書ヲ整理シ」「去ル明治三十五年」を以て「開庫式ヲ行ヒタルモ其規模未ダ公衆ヲ容ルルニ足ラズ」「爾來經營ヲ進メ設備ヲ足シテ漸ク今日アルニ至レリ」「他日青年學徒ノ智徳修養ニ多少ノ裨益ヲ與ヘ昭代ノ文運涓滴ノ貢獻ヲナスコトアラバ幾分カ自ラ其心ヲ安ソズルコトヲ得ノミ」という次第である。臨席の文部大臣小松原英太郎は、祝辞で、「一般國民ニ知識ヲ普及シ國民ノ風尚ヲ高メ道徳ヲ進ムベキ所謂社會教育ノ機關ハ今尙頗ル缺如セリ」との認識の上、この文庫の公開を「實ニ社會教育上ノ盛舉ニシテ又昭代ノ美事タリ」と賞讃している。⁽³⁷⁾しかし、南葵文庫が蔵書としたものは、勝海舟の稿本類、知行目録、五奉行連判書、佐久間象山書翰帳、源氏物語、牛若物語其他の古写本の類であったから、凶書を通じての「國民の風尚を高める」ことに資せるかどうかはともかく、その面から着目すべきは、南葵文庫が学術講話会と称して、公開講演会を定期的実施したことである。徳川庫主の説明によると、「假令一たび業を中小學に卒へし者と雖も、尚は業務の餘暇文字に親み以て社會の進運世界の大勢に後れざらんと期するは、今後青年の執るべき處世方針たらずんばならず」「所謂耳學問に依らしむる講話會を開催し、毎回社會先覺の士を招き」「一は以て一般國民の智徳を修養せしむる一助に供し、一は以て婦人小兒の爲に家庭生活上注意すべき心得の一端を示さんとす」⁽³⁸⁾るものであり、今日の公開講座の先駆をなすものであった。⁽³⁹⁾

(2)の分類に属するもの一例は、福井県の高嶋文庫である。庫主高嶋正が、明治35年より自宅の土蔵で開設し、「閲覽帯出ヲ自由ニシ青年少兒ノ來庫者ニハ庫主親シク撰択示導教授ヲモ為シ傍ラ地方特有ノ資料ヲ蒐集シ研究シ時々之ヲ公刊發表スルヲ以テ特色ト」している。「庫主親シク撰択示導教授」とは、レファレンス・サービスの先鞭であろうか。

(3)の分類に属するものとしては、先に引例した大橋図書館を挙げるべきであろう。博文館の出版事業で成功を収めた大橋佐平が、利益の社会還元と文化事業としての出版活動の成果を一般に普及するため、明治35（1902）年に財団法人として開設し、博文館の出版にかかる図書一切を所蔵図書とする方針で、いくらかの購入、寄贈の図書をも加え、明治末期には蔵書88,000冊を数える充実した運営を行なった。

これらの代表例のほか、明治末年現在運営されていた主要な私立図書館は、おおむね次のとおりであるが、それぞれに、その設立者の設立意図を反映し、特色ある学習援助の役割を果たしたことであった。

私立松江図書館（島根県；設立明治32年）、私立福岡図書館（福岡県；同33年）、私立秋田図書館（秋田県；同34年）、成田図書館（千葉県；同34年）、私立鳥取文庫（鳥取県；同35年）、私立児玉文庫（山口県；同35年）、盛岡図書館（岩手県；同36年）、足利学校遺蹟図書館（栃木県；同36年）、私立東大寺図書館（奈良県；同36年）、私立岩瀬

文庫（愛知県；同40年）、私立函館図書館（北海道；同42年）、私立米沢図書館（山形県；同42年）、私立義倉図書館（山口県；同43年）。

私立図書館の数の上での隆盛は、表1にみるとおり、明治40～41年ごろから顕著となるが、それら図書館の大半は、施設（小学校の校舎に間借りするもの⁽⁴¹⁾）も貧弱で、予算、所蔵図書ともになすこぶる乏しいものであった。例えば、表2に掲げた福島県田村群鷹巣青年会附属教育図書館は、明治33（1900）年に、鷹巣部落の青年有志の寄附200円余を基に、東宮殿下の御成婚記念として開館したものであるが、開館時の所蔵図書は、唐詩選などの漢詩、水戸黄門、豊臣秀吉などの伝記のほか、蚕業汎論、土壤改良論等の農業書、それに新編倫理学、市町村制釈義などの法律書等多彩ではあるけれども、全部で163冊程度のものであった。また、滋賀県野洲郡兵主村の兵主書籍館は、明治33年に浦谷清平ら有志により設けられ、明治42年に兵主青年夜学会が設立されると、「夜学会ノミニテハ到底青年ニ満足ヲ与フルコト能ハザルナリ」「有益ナル書籍雑誌ノ日々梓上ニ上ルモノ夥シ、之ヲ購求シテ益々研鑽セバ新智識ヲ修得シテ時勢ニ後レザルヲ得ン」（書籍館設立趣意書）との考えから、この書籍館を運営することとなったが、創設の時で和漢書1678冊、洋書90冊という程度である。⁽⁴²⁾

行政当局はこの実情を憂慮したのであろうか、明治43（1910）年に、文部大臣小松原英太郎は、「図書館ノ施設ニ關スル訓令」を発し、公立私立図書館の運営の指導について各地方長官を督励した。⁽⁴³⁾「施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ其ノ效益尠少ニ非サルヘシ」と図書館の教育性を確認したうえ、注意事項として、「図書館ノ種類目的ニ應シ適當ニシテ有益ナル書籍ヲ選擇蒐集セシコトヲ要ス」と、加えて「一般公衆殊ニ青年兒童ノ閱覽ニ供スヘキ雜誌類ニ就キテハ十分取捨選擇ニ注意シ最モ健全ニシテ有益ナルモノヲ選ミテ閱覽用ノ書目ヲ調製スヘシ」と指示している。

石井敦が強調するように、明治43年5月の大逆事件が、日露戦争後の社会的危機の発現として、明治政府を震撼させた反動で、体制維持措置の一環である教育施策を緊急に執らせたという理解は、確かに一面において首肯できる。しかし、より重要な意味と効果を発揮するであろう学校教育に関して、「訓令」ほどにはめばしい措置が執られなかったこと、5月の事件勃発に対し10月に発令という短期間の考案としては、よく練れていること、「健全ナル良書ノ標準」について明確な指針を示していないこと、図書館の施設（建物）、設備やその運営に関してかなり詳細な注意事項を明示すること等を参酌すれば、その解釈はやや深読みすぎると思われる。むしろ、率直に、図書館令制度後10年を経⁽⁴⁴⁾し、公立私立図書館の整備が予期どおりには進捗せず、学校教育の顕著な普及に比して、社会教育の実が挙がらない点に焦慮があったとみるべきであろう。⁽⁴⁵⁾

3 公立図書館の発展

表1にみるとおり、公立図書館は、私立図書館に比して、数と質との両面で、やや遅れて発展の歩みを進めた。

大日本教育会書籍館が、明治44（1911）年に東京市に引継がれて東京市立神田簡易図書館となった例を始めとして、明治中期に各地で設立された教育会附属図書館は、漸次地方公共団体に引継がれて公立の公共図書館となっていく。その最初のものは、明治31（1898）年に京都府立図書館となった京都府教育会図書館（明治23年創設）である。

教育会附属図書館の発展形態としてではなく、当初から公立図書館として発足したものに、すでに触れた東京市立日比谷図書館のほか大阪府立図書館と富山市立図書館がある。前者は、明治36（1903）年に住友吉左衛門の寄附によって開設され、明治期を通じてその建物の偉容を誇った。後者は、明治42（1909）年に皇太子殿下の富山行啓記念として開館⁽⁴⁶⁾している。

それでは、公立図書館における学習援助の実情をみてみよう。まず、東京市立日比谷図書館の明治43（1910）年の調査で、とくに閲覧回数の多かったものは表4（編集部注・略）のとおりである。これで見ると、最も閲覧の多いのは、いままでみてきたいくつかの史料と異ならず、文学、語学（第3門）である。調査の付記によれば、文学は、中国文学を除き多数の閲覧者がある。とくに小説が多い。ベストセラーであった徳富蘆花の作品は、閲覧に提供してからの期間が短いにもかかわらず、特段の閲覧希望を喚んでいる。語学は、英語に関するものが最も多く、中国語、ロシア語、朝鮮語は甚だ少ない。次に多いのは、数学、理学、医学（第6門）である。数学と理学に属する物理学のものが非常に多い。動植物については、これに比して少ない。

東京の図書館でみられる傾向は、地方ではどうであろうか。比較のため、石川県立図書館の資料を、次に表5として示そう。

文学、語学については、東京にまして比率が高い。次いで多いのは、この分類では歴史、地理であるが、理学・工学と医学・衛生とを合わせると、やはり東京と同様に、第2位で多くの閲覧者を集めている。図書館利用の学習者の傾向は、大筋において、東京と地方とで異なることはないといえようか。資格試験制度改正後の法律、政治関係の低利用傾向をも考慮に入れて、やはり、図書館学習者は、自己充足性重視型が、手段性重視型を少しく上廻っているとみてとれる。

次に、表6で図書館学習者の属性をみてみよう。実例として拾った石川県立図書館も山形県立図書館も官史・軍人・教員など公務員の学習者が、10%前後で共通の傾向

表5 石川県立図書館における学習者の閲覧状況

種 別 期 間	種 別											合 計	1 日 平均冊数	1日・1 人平均冊 数
	叢書 辞書	宗教・ 哲学・ 教育	経 済 ・ 社 会	法 律 ・ 政 治	産 業	理 学 ・ 工 学	医 学 ・ 衛 生	美 術 ・ 芸 芸	文 学 ・ 語 学	歴 史 ・ 地 誌	雑 誌 ・ 新 聞			
明治45年1月23日～ 同年3月31日	3,823	2,833	805	532	919	3,825	1,680	4,414	8,384	4,849	4,048	36,112	592.0	2.00
明治45年4月1日～ 大正2年3月31日	30,846	29,494	8,031	7,715	8,254	29,315	15,055	25,710	94,346	34,041	33,578	316,385	958.7	2.29
比 率 (%)	9.7	9.3	2.5	2.4	2.6	9.3	4.8	8.2	29.8	10.8	10.6	100.0		

(注) 「図書館雑誌」(第19号, 大正3年1月) p.116によって作成した。

表6 明治末期における公立図書館学習者の属性

図 書 館	学習者の類型 学 生 (生徒)	教 員	官 吏 ・ 軍 人	記 者 ・ 著 述 家	実 業	雑 業	職 業 ・ 不 明	女 子	少 年	合 計	1日平均	
石 川 県 立 図 書 館	明治45年1月23日～ 同 年 3 月 3 1 日 (A)	10,303	272	668	87	658	862	4,089	1,101	8,476	26,516	434.7
	明治45年4月1日～ 大正2年3月31日 (B)	56,926	6,335	11,567	1,165	4,356	12,522	38,749	6,442	29,400	167,462	514.1
	(B) 期間の比率 (%)	34.0	3.8	6.9	0.7	2.6	7.5	23.1	3.8	17.6	100.0	
山形県立図書館の比率 (明治43年5月25日～9 月30日:開館日110日)		約60	約9			約14	約9	約8				73人

(注) 「図書館雑誌」(第19号, p.116) および (第10号, p.39) によって作成した。

146 自由投稿

を示している。職業不明が、両館で大きく比率を異にしているが、この中に学生・生徒がまぎれ込んでいる（「石川」の「少年」「女子」の比率の高さも参酌して）と推測すれば、やはり学生・生徒が図書館学習者の大宗を占めていたといえよう。

おわりに

富国強兵、殖産興業の旗幟の下、近代国家建設に邁進した明治期のわが国は、教育面では、なんといっても学校教育の充実、整備に国政の重点が置かれていた。民論も、明治後期から、さまざまな社会教育論や図書館論が上梓された⁽⁴⁷⁾とはいえ、教育論の潮流全体からみれば、傍流であるといわざるをえない。

とはいえ、国家百年の計の重責を担うと自負する教員が、町村財政や富裕層有志の賛助をえて、各地にさまざまな図書館運営の試行を实践したことは、見逃してはならない事跡である。

また広島の一青年教師山本滝之助の著述「田舎青年」（明治29（1896）年）に触発された地方の町村の青年たちが、在村での学業に熱意を持ち乏しい所得の中から経費を捻出して、小学校の恩師の指導を受け、読書を通じての学習に努力を傾けた営みも、看過できない。

こうした努力と営為の積み重ねは、やがて次の大正期に、デモクラシー思潮の興隆に棹さして広く根を張り、さらに次の時代に花を咲かせる基盤となった。

大正期における図書館観の推移と図書館学習者の態様については、稿を改めて論及したい。

〔注記・引用文献〕

- (1) 福沢諭吉「西洋事情」（中央公論社「日本の名著」〔33〕昭44）p.378
- (2) 徳川幕府が創設した「洋学所」（1855年）が、改称されて「蕃書調所」となり（1856年）、その蕃書調所に「物産方」が置かれた（1861年）。蕃書調所は、開成所に改められたあと、新政府に引継がれ、開成学校に改編された（1868年）。その後大学南校と改称され（1869年）、そこに「物産局仮役所」が置かれた（1870年）。後に、大学南校が大学本校に充てられ、物産仮役所が物産局に整備された。その物産局が、この博物局の前身である。
- (3) 東京国立博物館百年史：東博、昭48、p.63
- (4) 前掲、p.82
- (5) 文部省第十年報の記載（p.992）に基いて算定すると、明治15年の19館（東京大学図書館を除く）の蔵書中79.8%が和漢書である。

- (6) 文部省第四年報 p.22
- (7) 文部省第九年報 p.56
- (8) 文部省第十年報 p.519
- (9) 文部省第十年報 p.212
- (10) 文部省第九年報 p.311
- (11) 西村竹間「図書館管理法」(明25, 東京金港堂) pp.3・4
- (12) 山名次郎「社会教育論」(明25, 東京金港堂) pp.18~21, p.24 (。。。および、、、は、原文のとおりである)

なお、「社会教育」という用語は、すでに、明治16年に刊行された「交詢雑誌」(第145号)に現われているが、明確な概念規定の上を示されたのは、山名のこの著作を以て嚆矢とする。
- (13) 明治19年2月の文部省官制に現われたのが最初である。通俗教育と図書館との関連については、明治31(1898)年の文部省官制で、普通学務局の所掌事項に「七通俗教育及教育会=関スル事項」(第6条)とあり、大臣官房の所掌事項に、「三図書及図書館=関スル事項」(第2条)とあるように、この頃、図書館は通俗教育と所掌部局を異にしていた。大正2(1913)年になって文部省官制が改正され、「図書館博物館」の事務が普通学務局に移されて、通俗教育と所掌部局を共にすることとなった。
- (14) 例えば、明治39(1906)年に文部省普通学務局長が地方長官に発した通牒「通俗教育=関スル件」では、通俗教育の有効な方法として、通俗講談会、幻燈会や器械、標本、絵画、模型等を観覧させること、など文字によらない教育の形態が例示されている。
- (15) 西村竹間の「図書館管理法」(明治25(1892)年)の序文で、田中稲城が、通俗図書館について述べているので、かなり一般に用いられた表現であるが、この時期、まだ、小図書館、通俗図書館、簡易図書館の区別は、明確でない。
- (16) 「通俗図書館に望む」(『教育報知』第179号:明治22(1889)年p.21)
- (17) 書籍館は、明治6(1873)年に博物館等と共に、博覧会事務局に合併され、次いで明治8(1875)年浅草に移されて浅草文庫となり、また文部省に移管されたが、明治10(1877)年には、東京府の所管とされ、明治13(1880)年に、再度文部省に移管されるなど、変転の多い運命をたどっている。なお、明治13年の移管のとき、始めて「東京図書館」と名称が定められた。
- (18) 衆議院議事速記録第46号(明治29年3月25日)によると、「帝國図書館設立ノ建議案」の審議の際、小室重弘議員が「……図書館ト云フモノニハ誰デモ這入ルコトガデキル、最モ廉價ニ見ラレル大學トモ云フベキ……(中略)……現ニ日清

148 自由投稿

戦争ニ就イテモ、是等ノ記録ニ徴シテ其歴史ヲ調べルト云フ場合ニ當ッテハ、立派ナ洋學者デゴザリマシテモ……偶々東京図書館ニ於テソレ等ノ書物ガアッテ益ヲ得タト云フコトデゴザリマス……今日ニ於テ此図書館ナルモノヲ大イニ擴張ヲ致シテ本當ノ帝國独立ノ図書館ヲ造リ……」と論じている。(同記録p.808)

- (19) 前記速記録 p.807下段
- (20) 貴族院議事速記録 第19号(明治29年2月13日) p.176上段
- (21) 前掲下段
- (22) 小野則秋「日本図書館史」(昭和48年, 玄文社) p.231
- (23) 文部省第二十五年報 p.83
- (24) 石黒宗吉「上野図書館—その栄光と苦渋の一世紀—」(『国立国会図書館月報』昭和47年3月) pp.7・8
- (25) 平田守衛「滋賀の図書館」(昭和55年) p.29, p.60および前掲(24)の論稿 p.8
- (26) 文部省第二十五年報 p.83
- (27) 図書館令ニ関スル閣議請議書(公文類聚第23編 卷28(明治32年)) p.89
- (28) 当時の小学校令は、明治23(1890)年施行にかかるもので、第40条に、「市町村ハ幼稚園図書館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ヲ設置スルコトヲ得……」とある。
- (29) 永末十四雄「町村図書館の設置理念とその設立形態」(『図書館学』昭和36年No.9) p.363
- (30) 「福島教育」(第16号 明治29年7月) p.6
- (31) 文部省編「図書館管理法」は、同書の「緒言」にみるとおり、田中稻城の執筆になるものであるが、高等(専門)図書館の前に普通図書館の効用を説いているのは、田中稻城の思想の反映である一面、「図書館令」制定当時の行政当局の図書館観を暗示しているとみられる。
- (32) 平田守衛, 前掲 pp.121・122
- (33) 県立長野図書館三十年史 p.7, p.410
- (34) 永末十四雄, 前掲論文 p.367
- (35) 石井敦「日本近代公共図書館史の研究」(昭和49年, 日本図書館協会) p.98
- (36) 私立図書館は、図書館令制定前には、諸学校通則により、設置変更は府知事県令の認可を要した(第3条)のに、「令」では、文部大臣に開申するにとどめている(第5条)。府知事県令の関与から、文部大臣の関与へと引上げているのは、図書館の取扱いを、一般的に中等学校並みとした「令」の構造に照応するものであるが、ここでは、むしろ教育の国家事務性を強調していた当時、認可事項から除外した点に着目すべきであると考えられる。

- (37) 「図書館雑誌」(第5号) p.46
- (38) 前掲p.46
- (39) 前掲p.48
- (40) 学術講話会の演題は、例えば、法学博士富井政章「改正刑法の要旨」、文学博士井上哲次郎「儒教と今後の道德」、富士川游「寿命の話」、三輪田高等女学校校長三輪田真佐子「婦人の責任」などである。
- (41) 図書館令は、第4条で「図書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得」と定めている。
- (42) 「図書館学会年報」(昭和54年 Vol25 No.4) p.142
- (43) 平田守衛, 前掲p.139~41
- (44) この当時、「施設」という文言は、現今の「運営」ないし「事業」の意味で使用されている。
- (45) 小学校の就学率は、明治23(1890)年に、男:65.14%, 女:31.13%, 計48.93%であったが、明治33(1900)年に男:90.35%, 女:71.73%, 計81.48%に、明治43(1910)年には、男:98.83%, 女:97.38%, 計98.14%に達している。
(学校史要説(仲新, 持田栄一編『学校の歴史』第1巻); 第一法規) p.12
- (46) 富山県図書館協会, 富山県図書館運動史と図書館史(昭和36年) p.61
- (47) 佐藤善次郎「最近社会教育論」(明治32年), 愛知県教育会「戦後社会教育 = 関スル調査」(明治39年), 相原熊太郎「社会教育の研究」(大正元年)などが、その代表的なものである。

〔参考文献〕

- 1 学制八十年史 ; 文部省編
- 2 学制百年史(資料編) ; 文部省編
- 3 東京国立博物館百年史 ; 東博
- 4 東京国立博物館百年史(資料編) ; 東博
- 5 明治以降 教育制度発達史 ; 教育資料調査会
- 6 日本近代教育百年史 ; 国立教育研究所
- 7 国立科学博物館百年史 ; 科博
- 8 宮坂広作「近代日本社会教育史の研究」(法政大学出版局, 昭51版)
- 9 武居権内「日本図書館学史序説」(早川図書, 昭51版)